

平成21年（行コ）第269号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

## 証拠申出に対する被控訴人の意見に対する反論書

2013年（平成25年）5月21日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一  
外

- 1 被控訴人は、控訴人らの証拠申出に対して却下すべきとの意見を平成25年5月7日付で提出した。しかし、被控訴人の意見には合理的理由はなく失当であるので控訴人らの申し出た証人の尋問を実施すべきである。
- 2 被控訴人は、まず、本件は実体判断に踏み込んで審理すべきではなく、法律問題のみで決着する事案であることを理由にしている。

すなわち、控訴人は、審理の対象を財務会計行為に限定している住民訴訟の性質上実体判断に踏み込むことは適切さを欠くとしている。

しかし、本件での河川法63条に基づく治水上の受益者負担金については、八ツ場ダムの建設によって茨城県が「著しい利益」を受けるか否か、またそれが「受益の限度」に対応しているかどうかを審査されなければならないのである（控訴人準備書面(12)）。そしてそれが河川法63条の要件を客観的に満たしていなければ支払負担行為は許されず（地方自治法232条の3）、また地方財政法4条1項違反となるのである。ここでいう「著しい」利益とは、河川管

理施設が作られる県以外の他の都府県が、その河川管理施設によって一般に受ける利益を超える特別の利益である。これは、言い換えれば、重大・明白な利益と解せられるが、そのような判断をするためには八ッ場ダム建設計画により茨城県がどのような重大・明白な利益を得るのかが審理判断されなければならないのである。従って、そのような判断のためには控訴人らの証拠調べは必要というべきである。

また、その他の負担金についても、八ッ場ダム計画は本件財務会計行為の先行行為として位置づけられており、あくまでも審理の対象は本件財務会計行為が違法かどうか審理の対象になっているのであって、本件訴訟が被控訴人が主張するように住民訴訟制度の趣旨を踏み外しているとはいえないのであって、被控訴人の主張は失当である。

3 また、被控訴人は個別的に証人尋問は不適切で必要性もないとしている。

(1) しかし、原審判決からは既に4年近くも経過し、この間政権交代もありそれまでの八ッ場ダム建設計画の合理性について否定するような事実が出てきたりしている（特に控訴人準備書面(5)、(6)）。

本控訴審において適正な審理を行うためにはそのような事実を明らかにしてその結果に基づいて判断されなければならない、そのためには控訴人らが申出た証人について尋問を行う必要があるのである。

(2) 個別的検討

ア 大熊孝（以下「大熊」という。）について

大熊については、被控訴人は、既に原審や東京都訴訟第1審でも行われているので、不要と主張する。

しかし、国土交通省が利根川の基準地点八斗島での基本高水のピーク流量2万2000m<sup>3</sup>と算出したのは上流部に相当の氾濫があったことを前提としている。ところが、民主党政権になり計画の見直しの一環として国土交通省から検証依頼を受けた日本学術会議ではその点が曖昧になっている。

大熊は、カスリーン台風時の状況を最もよく知り、国土交通省の氾濫計算報告書の評価を行うについても新たな現地調査を行っており（甲B161の1）、この重要な問題について大熊の証言によって立証する必要があるというべきである。

イ 関良基（以下「関」という。）について

被控訴人は、既に東京都控訴審訴訟で実施されていることと関の専門は森林政策学が専門であって流出解析の専門家ではない（乙318 p 2上から2行目）として必要性を否定している。

しかし、関の証言は科学に関する証言でありその真の理解のためには親しく証言を聞き、あるいは疑問を問い質す作業が欠かせないのであり、証人尋問を行うべきである。

また、関が流出解析の専門家ではないというのは多分に謙遜が含まれている。関は、林学の中の森林政策学の専門家であるが、林学には森林水文学の分野がありその中に流出解析がある（乙318 p 2上から4行目）。関は林学の分野として森林水文学を学んでいるのであるから専門家証人として不適格とは言えないのである。

ウ 小池俊雄（以下「小池」という。）について

被控訴人は、控訴人らの主張は科学的根拠のないものとして証人尋問を不要としている。

しかし、小池は原審後、八ッ場ダム計画について国土交通省から利根川水系の基本高水の検証依頼を受けた日本学術会議の委員長として検討作業に携わった者であるから、その検証作業について証言を求めるのは本件審理のために必要なことである。控訴人らの主張には科学的根拠がないとするのは被控訴人の臆断に過ぎない。

エ 山田邦博（以下「山田」という。）

被申立人は、上記の小池と同じ理由から証人尋問を不要とする。

しかし、控訴人らの主張に科学的根拠がないとするのは被控訴人の臆断に過ぎない。山田については、原判決後、馬淵国交省大臣（当時）が計画策定について「2万2000トン」ありきと認めるほどの不合理なものであった計画策定作業の作業経過や、国民、関係者にどのような説明をしてきたかなどについて直接証言を求める必要があるのである。

また、被控訴人茨城県にとって、八ッ場ダムにどのような「著しい利益」があるのか、治水負担金が真に茨城県の「受益の限度」に限られているのか、という点については、原審において十分に明らかにされていないため、同証人によって、その点を明らかにする必要がある。

オ 荒川泰二（以下「荒川」という。）について

被申立人は、上記の小池と同じ理由から証人尋問を不要とする。

しかし、被控訴人茨城県にとって、八ッ場ダムにどのような「著しい利益」があるのか、治水負担金が真に茨城県の「受益の限度」に限られているのか、という点については、原審において十分に明らかにされていないため、同証人によって、その点を明らかにする必要がある。原判決後、国土交通省によって八ッ場ダム事業の検証が行われ、開示された資料から八ッ場ダムの治水効果が下流に行くほど顕著に減衰することが判明したのである。そのため荒川から、その資料の作成経過と、茨城県に「著しい利益」がある判断した経緯について直接証言を求める必要があるというべきである。また、費用便益計算についても、その内容が正しくないことを、同証人によって明確にする必要がある。

カ 小野寺誠一（以下「小野寺」という。）

被控訴人は、特に原審で元茨城県土木部河川課長早乙女秀男の証人尋問で明らかにされているとの理由から必要性なしとしている。

しかし、被控訴人茨城県にとって、八ッ場ダムにどのような「著しい利益」があるのか、治水負担金が真に茨城県の「受益の限度」に限られているのか、

という点については、原審において十分に明らかにされていないため、同証人によって、その点を明らかにする必要がある。特に治水効果の減衰については、原判決以後に明らかにされたことであり、これらの事実を踏まえての証言を得る必要があるのである。また、費用便益計算についても、茨城県としても十分な吟味を行っているのかを明らかにする必要がある。

キ 嶋津暉之（以下「嶋津」という。）について

被控訴人は、原審で尋問済として不要と主張する。

しかし、原判決後、茨城県において新たな人口統計が出されており、ますます水余りの状況になることが明らかになっている状況があるのであって、嶋津によってその事実を明らかにする必要がある。

ク 古沢喜幸（以下「古沢」という。）

被控訴人は、原審で柏村忠志の尋問が実施されているので不必要と主張している。

しかし、原判決後も人口減少と水余り現象は一層進行しており、茨城県南部の都市土浦市においても水需要が適切に反映されていないことから生じている不合理な事実について明らかにする必要があるのであり、古沢の証人尋問は実施されるべきである。

ケ 坂巻幸雄（以下「坂巻」という。）について

被控訴人は群馬県訴訟の第1審で尋問が行われているとして必要性を否定している。

しかし、原判決後、国土交通省は、平成23年11月新たに八ッ場ダム建設事業に係わる検討報告書を作成して、その中で、地すべり対策を公表したが、それによりこれまでの対策が不十分であること、あらたな対策にも問題があることが判明したので、その立証を行う必要があるのである。

#### 4 結論

以上のとおり、被控訴人の意見には理由がないから、控訴人らの申出どおり証

人尋問を実施すべきである。

以上